

「大規模水害時の自主的広域避難（分散避難）」に関するQ & A（江戸川区）

1. 「江戸川区大規模水害時自主的広域避難補助金」について

問1：「江戸川区大規模水害時自主的広域避難補助金」とはどのような補助金ですか。

（答）江東5区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区）により広域避難を決定した場合において、江戸川区民が宿泊施設を自主的広域避難場所として確保するための経費の一部を江戸川区が補助するものです。

問2：補助金の補助額はいくらですか。

（答）一人あたり1泊3千円の補助金の申請が可能です。

問3：何泊まで補助金申請の対象になりますか。

（答）最大3泊までを限度（一人あたり最大9千円）として補助金の申請が可能です。

問4：江戸川区在住者であれば、補助金を申請することができますか。

（答）補助対象発令の時点で、江戸川区に居住し、江戸川区の住民基本台帳に記載されている場合に補助金を申請することが可能です。

問5：補助金の対象となる宿泊期間を教えてください。

（答）補助金の交付を決定した日から、江東5区による避難情報発令解除日の翌日までを対象期間としています。

問6：補助金の申請に必要な書類を教えてください。

（答）次の書類を提出してください。

①江戸川区大規模水害時自主的広域避難補助金交付申請書

②宿泊証明書

（※1）宿泊証明書の提出が難しい場合は、宿泊施設が発行した宿泊を証明する書類又は旅行会社が発行した宿泊の予約を証明する書類を提出してください。

（※2）②の書類には、『①に記載された宿泊者一人以上の氏名』、『宿泊日』、『宿泊日数』、『宿泊人数』が記載されている必要があります。

③委任状（代理者の場合）

問7：宿泊施設の定義を教えてください。

（答）旅館業法第3条に規定する営業の許可を受けている旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業（例：民宿、ペンション、ベッドハウス、山小屋、スキー小屋、ユースホテル、カプセルホテル）並びに住宅宿泊事業法第3条に規定する届出をしている住宅宿泊事業（民泊）を行う施設のことを指します。

問8：インターネットカフェ・漫画喫茶は宿泊施設の対象になりますか。

（答）原則対象にはなりません。旅館業法及び住宅宿泊事業法に規定する宿泊事業が対象となります。

問9：宿泊施設までの交通費は補助の対象になりますか。

(答) 交通費は補助の対象にはなりません。宿泊施設を自主的広域避難場所として確保するための経費の一部を補助することを目的として、補助金を交付します。

2. 「旅行会社及びホテル・旅館団体との災害時協力協定」について

問10：区公式HPに掲載されるWebサイト以外から宿泊施設を予約した場合でも補助金を交付してもらうことは可能ですか。

(答) 区公式HPに掲載されるWebサイトからの予約以外(例：他社の宿泊サイトからの予約)も交付対象となります。

問11：区公式HPに掲載されるWebサイトから予約すれば優先的に宿泊施設を確保することが出来ますか。

(答) 優先的に宿泊施設を確保できるものではありません。江戸川区民が宿泊施設を自主的広域避難場所として確保できるように支援する目的で、区公式HPに協定団体のWebサイトを掲載します。

問12：浸水リスクや土砂災害リスクの低い地域にある宿泊施設を教えてください。

(答) 「ホテル選択のポイント」を参考に各自でお調べください。各地域の災害リスクについては、宿泊施設の所在地の自治体にお問い合わせください。

問13：協定団体のWebサイトは、いつ頃掲載されますか。

(答) 江東5区(墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区)が発令する共同検討開始の避難情報発令時に、区で補助金の交付を決定した上で、区公式HPに掲載する予定です。